

平成28年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月16日(採決)

平成28年 第4回 定例会 会議録

日時 平成28年12月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志		
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

9番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長(阿高 紀幸) おはようございます。

本日は、阿部 寛治 議長が病気入院中で欠席のため、地方自治法106条1項により、私、副議長 阿高 紀幸が議長を務めさせていただきます。

なお、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、第3回定例議会で継続審査議案であった、議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町下水道使用料の増収を図り、経営を安定させるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、下水道使用料の額を定める別表を改定するものであります。

改定する額は、基本使用料10立方メートルまでについて「1,048円を1,200円」に、従量使用料についても約14%をそれぞれ増額改定するものであります。

附則の経過処置といたしまして、施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

本議案は、平成28年第3回篠栗町議会定例会において付託され審議しましたが、下水道使用料改定住民説明会への参加者が少なく、住民への説明責任が不十分であるということから継続審査といたしました。

第3回定例議会終了後、全戸回覧をはじめ、再度広報・ホームページなので開催

の案内をしたことで住民への周知を徹底し、説明責任を果たしたと認めました。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、直ちに、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第63号「篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」

本議案は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号の改正により、農業委員の選出方法が変更になったこと、また、耕作放棄地の発生防止及び担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められたことから、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例では、農業委員会の委員の定数を現行と同じく12とすること、新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を2とすることが定められています。

また、本条例の附則において、「篠栗町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の廃止と新設の農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるために「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正が行われます。

審査の中で、農家の高齢化が進んでおり、担い手対策として企業の進出も含めて検討すること、農地の集約・集積を進めることなどの要望が出されました。

なお、本条例の施行は、現農業委員会の委員の任期満了の日(平成29年7月19日)の翌日からとなっております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいま委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認めます。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第64号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公共団体が所有する強制執行権がない債権が滞納となった場合に、その相手方に対し訴訟を起こすには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定による議会の議決を得る必要があるため、滞納者への円滑な対応と徴収体制の強化を図るため、同法第180条第1項の規定により、篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、町長が専決処分にすることができる事項のうち、篠栗町債権

管理条例第2条第5号及び第6号に規定する債権に係る、和解、調停並びに訴訟に関する価格を、近隣の市町村の状況、今後の情勢を鑑みて300万円以下とするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(阿高 紀幸) 報告いたします。

議案第65号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)等が平成28年3月31日に公布され、そのうちの一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例及び篠栗町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税について、従来身体障害者に対して実施されてきた税の減免措置を生活保護受給者に対しても適用すること、及び住民税の医療費控除の特例として、スイッチOTC薬控除を創設するものであります。

この医療費控除は、平成30年の申告から適用されますが、従来の医療費控除と

の重複申告ができないこととなっております。

審査の中で、スイッチO T C薬については、平成29年1月1日以後の領収書が対象となるため、早急に十分な周知を図るべきという要望が出されました。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第66号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)が、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地方税も日台民間租税取決めに規定された内容の実施に関する国税の取り扱いに準じて課税するものです。

なお、本条例は、平成29年1月1日から施行します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第67号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に関連する制度改正に対して、柔軟に対応することを可能とするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の概要としては、本条例中の「別表第2」を「規則で定める」に改めるもので、内容については入園料及び利用料を保護者・児童の不利益にならないよう、国の制度改正に柔軟に対応していくものであり、加えて利用料の多子軽減拡大を定めるものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第68号「北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合規約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

変更の内容は、新宮町相島地区を北筑昇華苑組合区域に加え、分担金の基礎となる構成市町の国勢調査人口に新宮町相島地区人口を加えるものです。

なお、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受けた後、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第69号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億6,047万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,047万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金2億4,379万2,000円、県支出金2,463万1,000円、地方交付税1億8,954万9,000円、町債1億250万円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものは、総務費において3億4,406万4,000円、民生費において1億9,881万4,000円、衛生費において485万5,000円、農林水産業費において386万3,000円、教育費において560万4,000円、災害復旧費において327万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

また、歳入では、総務費の一般管理費及び情報システム管理費、災害復旧費において財源更正を行っております。

次に、継続費において、篠栗駅東側自由通路整備事業費を総額10億2,381万8,000円とするものです。

債務負担行為においては、限度額の総額を9,624万5,000円追加しております。

地方債においては、限度額の総額を1億250万円追加しております。

審査の中で、篠栗駅東側自由通路について、「将来計画を具体的に示すべきでは」との質疑に、執行部から「議会等の要望等を踏まえ、今後の計画について、JRとの協議を進め逐次報告する」との回答がありました。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

はい、荒牧 泰範 議員。

○議員(荒牧 泰範) 反対の討論からよろしいでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、反対の討論をどうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号12番、荒牧でございます。

本議案に反対の意見を述べます。

この補正予算中、篠栗駅東側の跨線橋の予算及び継続費について問題があると考え、その他の予算については適正と思いますが、条件つき賛成はできませんので、本議案に反対いたします。

その理由は、まず、本件の当初計画では、役場庁舎、立体駐車場、クリエイト篠栗やオアシス篠栗を結ぶ町の基幹道路とする旨の説明でしたが、構造上それがかなわなくなり、単なる歩道橋となったこと。

次に、予算が当初計画時のお話から比べ倍を遥かに超え、3倍近い額に膨れ上がったこと。

そして、当初計画とは異なる環境となったこと。

これは、熊本・大分の大震災で庁舎が機能しなくなった自治体があり、改めて庁舎の安全性が問われ、本町の役場の耐震強度に問題があることがわかり、移転を含め、早急に対応する必要が生じており、そちらを優先すべきと考えるからです。

加えて、篠栗駅の橋上化がなされていない今、朝の慌ただしい時間に車で送られる方は駅正面に送られ、北側ロータリーを殆ど使われないと思われれます。

以上の理由から、歩道橋に10億を超える予算に、\_\_\_\_\_を投入することに反対いたします。

終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 続きまして、賛成討論はございませんでしょうか。

松田 國守 議員。

○議員(松田 國守) 平成25年以来、住民の要望、或いは、議会の要望や指摘、これらを受けての設計となっております。

また、将来の橋上化を盛り込んだ設計となっておりますし、大幅な増額ですけど、より充実した計画となっております。

町長も予算特別委員会の質疑に対しての要望に応えるべく姿勢であります。

そうしたことから、住民の従前からの念願である夢の自由通路でございます。

取りかかりが遅くなると完成も大幅に遅れる。

そうしたことによって、賛成いたします。

賛成討論を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 次に、反対討論はございませんでしょうか。

なしと認めます。

次に、賛成討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第70号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ317万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億37万5,000円とするものです。

歳入では、国庫補助金のうち普通調整交付金を5,436万8,000円増額、療養給付費交付金を700万円増額し、共同事業交付金を5,820万円減額するものです。

歳出では、退職被保険者等高額療養費を700万円増額、高額医療費共同事業医療費拠出金を2,133万6,000円増額し、保険財政共同安定化事業拠出金を2,516万8,000円減額するものであります。

債務負担行為において、平成29年度のレセプト点検業務委託の限度額を356万4,000円としております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第71号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託、平成29年度から平成34年度までの期間、限度額1,291万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいま委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第72号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第72号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託、平成29年度から平成34年度までの期間、限度額1,147万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、選挙案第2号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

選挙案第2号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 朗読します。

選挙案第2号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について」

福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名の選挙を求める。

平成28年12月8日提出、篠栗町議会議長 阿部 寛治

[提案理由]

組合議会議員 三浦 正 氏の任期満了によるためであります。

以上です。

○副議長（阿高 紀幸） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、議長から指名をいたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、三浦 正 氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました、三浦 正 氏を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました、三浦 正 氏が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

それでは、ただいま当選されました篠栗町選出の広域連合議会議員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲 3 8 番地

氏名 三浦 正

生年月日 昭和 2 9 年 8 月 2 1 日

以上でございます。

日程第 1 3、意見書案第 1 号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員会から会議規則第 7 5 条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査の結果については、質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 4 5 条の規定により、議長に委託していただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

継続審議となっておりました篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定をはじめ、条例の制定6件、北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について1件、平成28年度補正予算4件、上程いたしました11件の議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

14日の予算特別委員会の平成28年度一般会計補正予算(第4号)の審議において、執行部から提案の篠栗駅東側自由通路整備事業に係る平成28年度補正予算3億4,400万円余、平成31年度までの約10億2,300万円の継続費の審議において、篠栗駅橋上化を将来ビジョンとして明確にした上での今回の自由通路建設であることを示すべきではないかとのご意見をいただきました。

今回の自由通路は、設計当初から、将来の駅橋上化を想定しつつ組み立てておりましたが、JR九州との交渉もこれからであることから、橋上化については明確にしておりませんでした。

今回の補正予算委員会での質疑を受けて、今後、篠栗駅橋上化についても、具体的な意思表示を示して、篠栗駅東側自由通路建設が、その第1ステップであることを町民の皆様にお知らせし、更に夢のある事業であることをお示しすることといたしました。

今後、篠栗北地区産業団地事業とあわせて広報ささぐりで特集を組むことにしておりますが、その際、駅橋上化についても明記したいと考えております。

なお、先ほどの反対討論の中で、\_\_\_\_\_を10億以上使うとのご意見がありましたが、これは誤った認識でありまして、国の社会資本整備交付金を約45%導入することは既に決定済みでございます。

これは、前国土交通大臣政務官でありました地元の国会議員の先生のお力で、他の自治体では約15%程度という交付金の配分が限度でございましたが、精一杯の

対応をいただいていることを申し添えておきます。

私は、この4年間の大きな柱に、対話すなわち討論を大事にしてまちづくりを行いたいと、就任の挨拶でも申し上げました。

が、今定例会を通して、議会での質疑、討論、議員の皆様との対話の重要性を改めて認識いたしました。

篠栗町の将来へのまちづくりという大きな夢の実現に向かって進むとき、執行部で練って作り上げた素案だからと押し通すのではなく、議会の場で町民の皆様からの付託を受けた議員各位のご意見を慎重に承り、また、執行部としても丁寧に説明し、討論を深めてよりよい事業計画の実現を目指していくことこそ、大変重要であると再認識した次第でございます。

今後、本件の篠栗駅東側自由通路整備事業、また、篠栗北地区産業団地事業、そして、今回全員協議会でご説明いたしました、篠栗町住居表示の変更等、町民の皆様のご意見を広くお聞きして進めていかなければならない事案が山積しております。

今後とも、篠栗町発展のための車の両輪としてお支えいただければありがたいと願っております。

何とぞよろしく願いいたします。

さて、篠栗小校区づくり実行委員会が平成28年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受けました。

去る12月8日に文部科学省東別館で表彰式があり、代表の十時委員長が直接表彰をお受けになりました。

全国135団体が表彰され、福岡県では、篠栗をはじめ3団体が表彰されたものでございます。

今回の表彰は、篠栗小校区づくり実行委員会が、平成18年度から子どもたちのために、さまざまな活動発展的に積み重ねて、地域の大きな活動の輪に広げていることが、他の模範となると認められたことによる表彰でございます。

篠栗町にとりまして大変誇らしいことでございます。

今後とも、篠栗小校区づくり実行委員会の発展を願うと同時に、頑張っている篠栗町内の他の校区の校区づくり委員会の励みにもなると思っております。

今後とも、それぞれの校区づくりの会の活動に期待したいものでございます。

最後に、今後とも町職員一丸となって、諸案件の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力して参る所存でございますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

す。

今年も残すところあと2週間余りでございます。

どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げまして、篠栗町議会平成28年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

終わります。

○副議長（阿高 紀幸） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成28年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

阿高 紀幸

---

篠栗町議会議員

栗須 信治

---

篠栗町議会議員

田辺 弘之

---